

Q1

## 法定相続情報証明制度って何？ なぜそんな制度が創設されたの？

A

複数の戸籍謄本を提出する必要があり手続きが大変だった不動産登記や相続預金の名義変更手続きを、簡易にするための制度です



**法** 定相続情報証明制度とは、相続によって生じる土地や建物の名義変更手続き、および預金の払戻手続きなどを効率的に行うことができるよう、亡くなった人（被相続人）の相続人の範囲や、相続人との関係を公的に証明する制度です。

被相続人が亡くなると、遺された相続人は、登記所や金融機関を訪れて、被相続人が持っていた不動産や預金などの名義変更手続きを行わなければなりません。ただ、その手続きはとても大変で、遺された相続人にとってとても高いハードルとなっています。そのため、被相続人が亡くなると、名義変更手続きが進まず、いわゆる持ち主がすでに亡くなっている空き家や、手続きが済んでいない睡眠預金などが発生し、日本社会においても大きな懸念となっていました。

### ●法定相続人が分かる「一覧図」を創設

法定相続情報証明制度は、このような問題を受けて導入される予定の制度です。被相続人の法定相続人が載った「法定相続情報一覧図」という書類を創設することで、相続手続きを簡単に行えるようにすることが目的となっています。施行スタートは平成29年度早期が予定されています。

